

決算のお知らせ

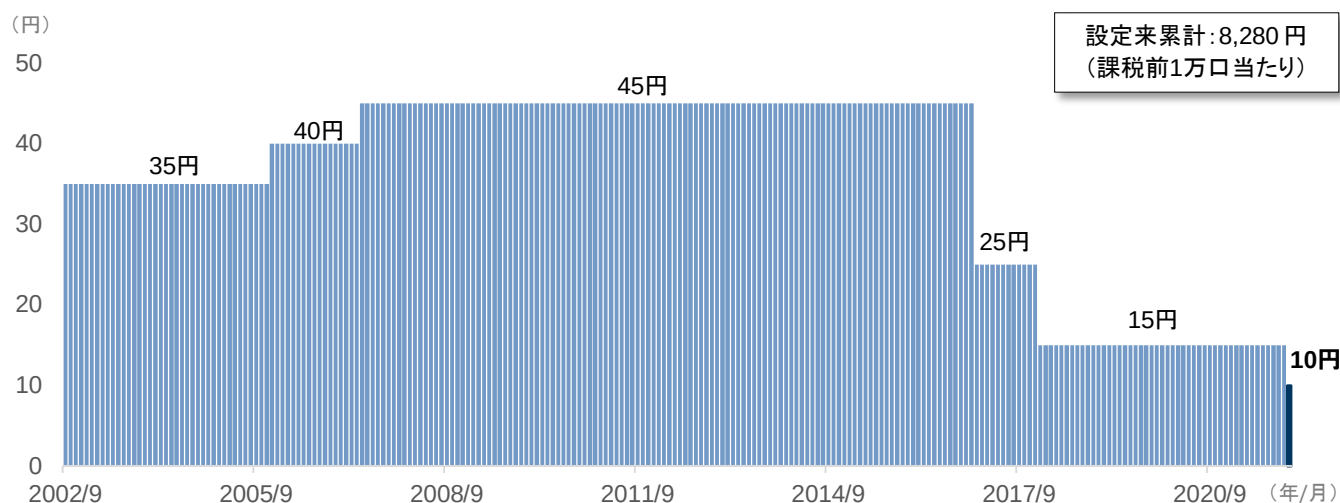
投資家の皆様

『ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド＜愛称: 妖精物語＞』は、2021年12月15日の決算における分配金につきまして、前決算期の15円（課税前1万口当たり。以下同じ。）から10円に変更することと致しましたので、ご案内申し上げます。

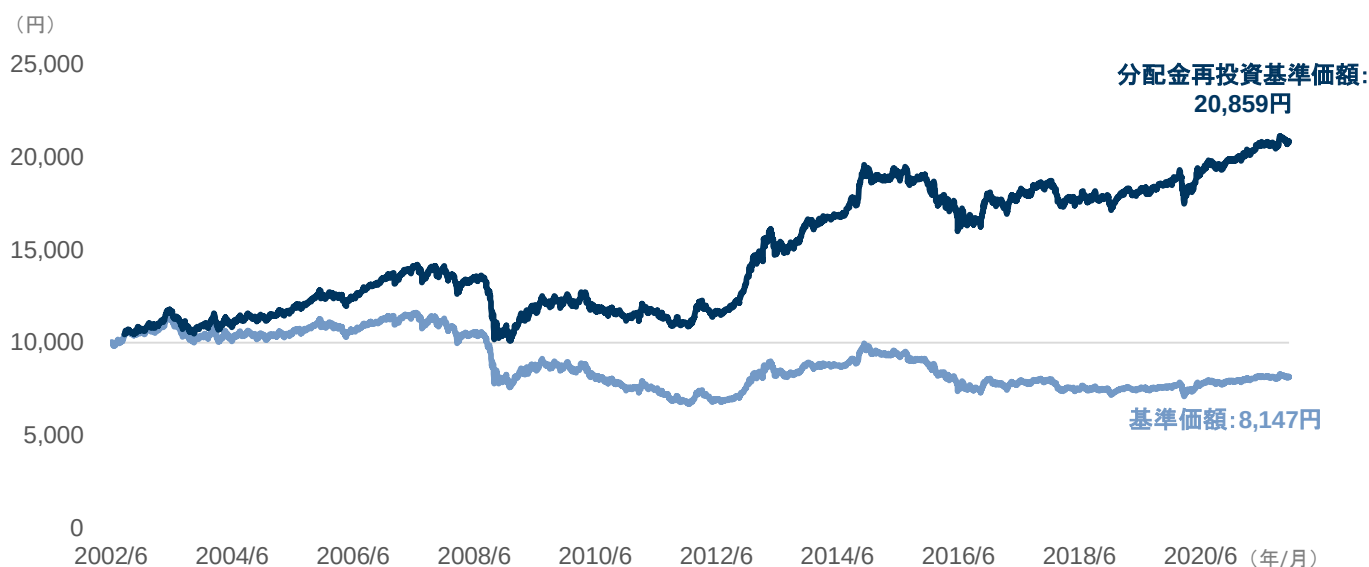
分配金

10円

課税前1万口当たり分配金の推移(2002年9月17日～2021年12月15日)



設定来の基準価額の推移(2002年6月28日～2021年12月15日)



上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。上記の基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬(詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。)控除後のものです。分配金再投資基準価額は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。



分配金引下げの背景

当ファンドは2002年6月の設定から19年超の運用実績を有し、設定来の分配金再投資基準価額の騰落率は+108.6%となっています(2021年12月15日時点)。

相対的に高水準の債券利回りや堅調な基準価額の推移を背景に、安定した分配金をお支払いしてきましたが、近年の利回り低下や分配原資*の状況等を考慮し、2018年1月以降は、分配金を15円に変更しました。

しかしながら、依然として主要先進国において低金利環境が継続していることや、分配原資*の水準などを勘案し、今後も継続的に安定した分配を行うため、さらなる分配水準の引き下げを決定しました。

*分配原資とは、投資信託財産のうち分配金として支払うことが可能な資金を指します。つまり、経費を控除した後の利子・配当収入や売買益、評価益等の当期収益に加え、これまでに蓄積された分配準備積立金や収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)等を合計した金額です。

主要債券利回りの推移



期間: 2002年6月末～2021年11月末 出所: ブルームバーグ

グローバル債券(除く日本): ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本)、各国国債: 各国10年国債



当ファンドのポイント

① 海外の好金利

日本を除く**世界各国の債券へ分散投資**します。
また、米ドル、ユーロを中心に複数の通貨を投資対象とすることで、1通貨のみに投資した場合と比べ、**通貨分散効果によるリスクの低減、リターン**の安定化をめざします。

② 高格付け

ポートフォリオの**平均格付けは、原則としてダブルA格**(ダブルAマイナス格も含む。) **相当以上**を維持することをめざし、信用リスクの低減を図ります。

③ 毎月分配

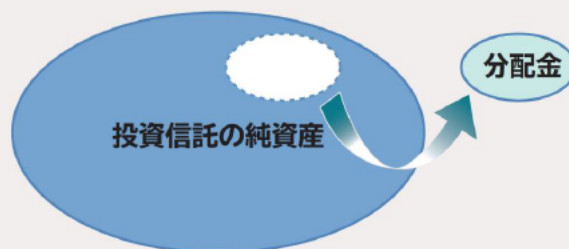
組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行うことをめざします。
外国の債券に投資して得られる利息収入が主な分配原資となります。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

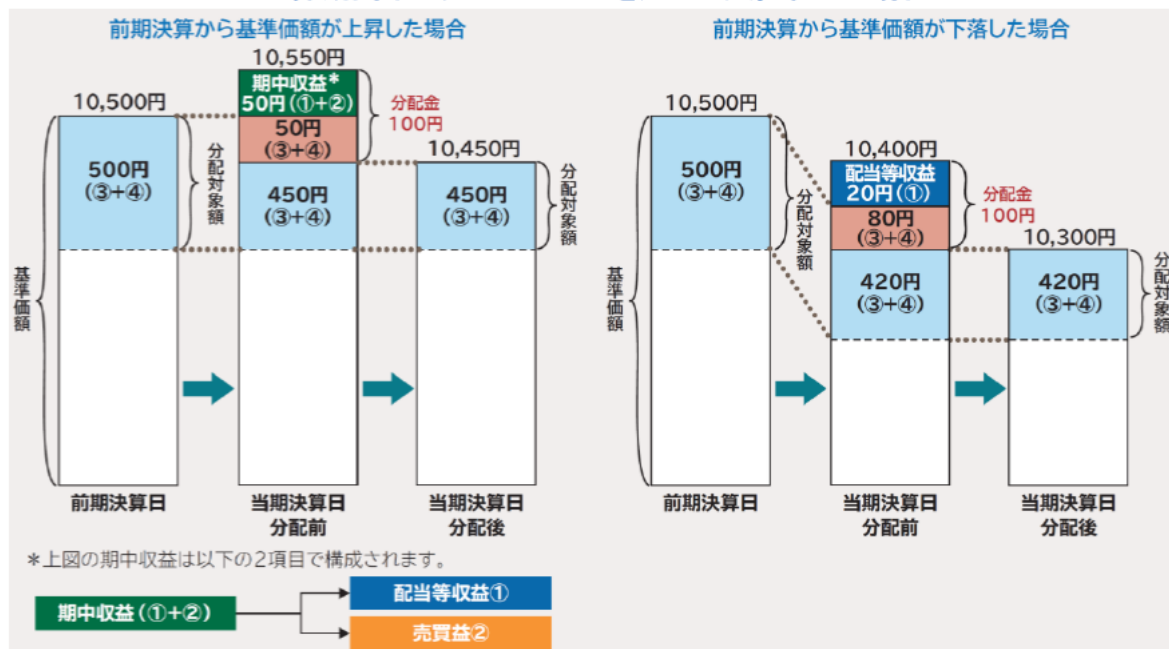


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

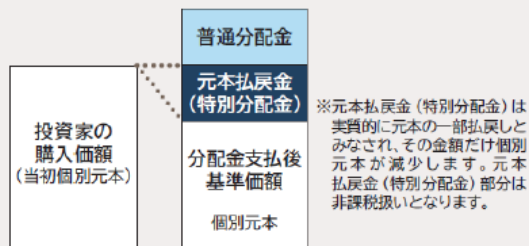
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

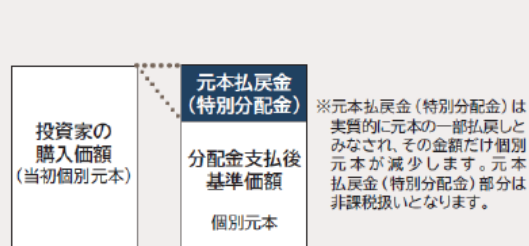
収益分配金に関わる留意点(続き)

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

ファンドの特色

海外の好金利

主として、日本を除く世界各国の債券に分散投資し、高水準の利息等収益の獲得をめざします。

高格付け

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてダブルA格(ダブルAマイナス格も含みます。)相当以上を維持することをめざし、信用リスクの低減を図ります。

為替変動リスク

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を直接受けます。

毎月分配

組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行うことをめざします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびグローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての債券等を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。また、本ファンドはファンド全体の収益の向上をめざす目的で為替予約取引等により多通貨運用を行います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

債券の価格変動リスク

本ファンドは債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金 申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日 (以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
申込締切時間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
信託期間	原則として無期限(設定日:2002年6月28日)
繰上償還	受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎月の決算時に分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 1.65%(税抜1.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
換金時	信託財産留保額	なし
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.155%(税抜1.05%) ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
	信託事務 諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
随時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他関係法人の概要について

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用の指図等を行います。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社)

委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

みずほ信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話: 03-6437-6000(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

販売会社一覧

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
エース証券株式会社 ^(注)	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
SMBC日興証券株式会社 (ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○			○	○
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○			○	
株式会社十八親和銀行 (インターネット専用)	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○			○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○			○	○
株式会社武蔵野銀行 ^(注)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○				
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○			○	○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○		○	○	○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○			○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○		○	○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○		○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○	○
ゴールドマン・サックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第69号	○			○	○

(注)本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 弊社及びゴールドマン・サックス・グループで投資運用業務を行う関係法人を総称して「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」あるいは「GSAM」と呼ぶことがあります。
- 本資料の一部または全部を、弊社の書面による事前承諾なく(Ⅰ)複写、写真複写、あるいはその他いかなる手段において複製すること、あるいは(Ⅱ)再配布することを禁じます。